

諮問庁：独立行政法人都市再生機構

諮問日：平成30年10月19日（平成30年（独情）諮問第60号）

答申日：平成31年3月14日（平成30年度（独情）答申第68号）

事件名：特定地区について特定年月以降に取得等された文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書1ないし文書3（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別紙の3に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年7月10日付けと202-66により独立行政法人都市再生機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 原処分の不開示部分を精査していただきたい。

イ 原処分では本件対象文書に記載された特定法人A（譲受人A）担当者等の氏名を不開示としているが、特定日A付で特定法人A部長に特定個人Aに代わって特定個人Bが就いたことは公にされている。法5条1号ただし書イに該当し開示すべきである。

ウ 原処分では機構の役職員の印影を法5条2号該当として不開示としているが、機構の役職員の印影が同号に該当するとは考えられない。また、同条1号についても、機構の職員名簿等で氏名が開示されている役職員の印影は同号ただし書イに該当するので、開示すべきである。情報公開審査会平成13年度答申第31号・同第32号では行政機関の職員の印影を開示すべきとの判断をしている。

エ 原処分の通知書の「2 不開示とした部分とその理由」の「（2）」

に「口」の項目がない事情を説明していただきたい。

オ 機構が特定法人Aから特定裁判所特定日B言渡の判決書そのものの写しを受けていない事情を説明していただきたい。

カ 添付資料（略）のように、特定地区の建築確認取消し事件について大々的に報道されている状況である。機構は公的機関であり、説明責任を十分に果たしていただきたい。

（2）意見書

ア 特定法人Aの特定個人A，特定個人B，特定個人C，特定個人D，特定個人Eの氏名は，（仮称）特定地区特定建築物の建築敷地（特定地区（地番））の「建築計画のお知らせ」の標識に記載され，公にされています。

とくに，特定個人Aと特定個人Bは執行役員であり，建築主として記載されています。特定地方公共団体も特定個人A，特定個人B，特定個人C，特定個人D，特定個人Eの氏名を開示しています。

したがって，これらの氏名は，法5条1号ただし書イに該当し，開示すべきです。

イ 諮問庁はこれまでチームリーダー等の職員の氏名を開示しています。本件においても同様に開示すべきです。

ウ 不開示理由を差替えるということは，当初の決定において，慎重に審査していなかったことを意味します。公的な機関として不適切であると考えます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

（1）本件審査請求について

本件審査請求は，「特定地区について，平成28年8月以降に取得，作成された文書一式（起案文書を含む。情報公開請求に係るものを除く。）」の開示請求に対する原処分について，審査請求人から，その取消しを求めてなされたものである。

（2）機構について

機構は，独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号。以下「機構法」という。）に基づき設立された独立行政法人であり，大都市及び地域社会の中心となる都市において，市街地の整備改善及び賃貸住宅の供給の支援に関する業務を行うとともに，都市基盤整備公団（以下「公団」という。）から承継した賃貸住宅等の管理等に関する業務を行っている。

（3）特定地区について

特定地区については，機構（当時，公団）が土地有効利用事業（以下「本事業」という。）により取得・整備し，譲受人A及び譲受人B（特

定法人B) (以下、併せて「譲受人」という。)が結成した共同企業連
合体に譲渡したものである。

本事業は、機構法11条1項1号に基づき、四大都市圏等の既に市街
地を形成している区域において、単独で利用することが非効率な細分化
された土地や不整形地、大規模工場跡地等の低未利用地を機構が取得し、
周辺の土地の追加取得等による敷地の集約化、整形化及び公共施設の整
備等を実施することにより、有効利用が可能な建築物の敷地として整備
を行い、当該整備敷地等を原則として公募により民間事業者等に譲渡す
る事業である。

(4) 開示対象文書について

今回開示請求のあった法人文書は、「特定地区について、平成28年
8月以降に取得、作成された文書一式(起案文書を含む。情報公開請求
に係るものを除く。)」である。

これに対し、処分庁は、下記アのとおり開示対象の文書を特定(計1
1枚)し、下記イのとおり法5条1号に基づき、個人に関する情報を、
下記ウのとおり同条2号イに基づき、公にすることにより、当該法人及
び個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する情報を不開示と
した上、法9条1項に基づく開示決定を行った。

ア 開示対象の文書

文書1 特定地区の譲受人との協議録

文書2 特定地区の譲受人から提出された文書「特定地区に係る訴
訟の結果について」

文書3 特定地区の譲受人から提出された文書「特定地区に係る訴
訟の控訴について」

イ 法5条1号に基づく不開示情報

(ア) 当機構担当者等の氏名

(イ) 譲受人A担当者等の氏名

ウ 法5条2号イに基づく不開示情報

(ア) 譲受人の代表者の印影

(イ) 当機構役職員の私印印影

(5) 審査請求人の主張について

審査請求人は、主に以下の理由から、原処分の取消しを求める旨の主
張をしている。

ア 原処分では本件対象文書に記載された譲受人A担当者等の氏名を不
開示としているが、特定法人Aの特定個人Aに代わって特定個人Bが
就いたことは公にされている。法5条1号ただし書イに該当し開示す
るべきである。

イ 原処分では機構の役職員の印影を法5条2号該当として不開示とし

ているが、機構の役職員の印影が同号に該当するとは考えられない。また、同条1号についても、機構の職員名簿等で氏名が開示されている役職員の印影は同号ただし書イに該当するので、開示するべきである。

ウ 原処分通知の「2 不開示とした部分とその理由」の「(2)」に「ロ」の項目がない事情を説明していただきたい。

エ 機構が譲受人Aから特定裁判所特定日B言渡の判決書そのものの写しを受けていない事情を説明していただきたい。

(6) 原処分の妥当性について

ア 開示対象文書について

機構と譲受人との間で締結した土地譲渡契約（以下「契約」という。）においては、本事業の目的を達成するため、譲受人に対し、期限内に建築物を建設する義務（以下「建設義務」という。）を課しているが、現時点で譲受人による建築物の建設は完了しておらず、建設義務は継続している。譲受人が特定年に取得した建築確認について、特定年月Cに特定地方公共団体建築審査会による処分取消の裁決がなされ、現在、当該裁決の取消しを求め、譲受人と特定地方公共団体との間で訴訟中であることから、機構は、譲受人から訴訟等の状況について報告を受けているところである。

文書1は、機構が譲受人から状況報告を受けた際の協議録、文書2及び文書3は、機構が譲受人から状況報告として提出を受けた文書である。

イ 不開示情報該当性について

(ア) 譲受人A担当者等の氏名（上記(5)アに関して）

文書1に記載された譲受人A担当者等の氏名は、個人を識別できる情報であるが、開示決定時点において当該法人のウェブサイトで公開されている役員等の氏名については「公にされ、または公にされることが予定されている情報」として開示、その他の担当者の氏名については、これに該当しないことから、不開示とした。

(イ) 機構役職員の氏名及び私印印影（上記(5)イに関して）

文書1には、機構役職員の氏名の記載及び私印印影が存在する。機構の管理職の職員の氏名については、独立行政法人国立印刷局編「職員録」に幹部職員が掲載されていることに鑑み、法に基づく請求があった場合は、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」として開示しているが、その他の職員の氏名については、公にする慣行がないことから、不開示とした。また、機構役職員の私印印影については、特定の個人を識別することができる情報であり、かつ、公にすることにより、各種書類の偽造等に悪

用される蓋然性があり，個人の権利その他正当な利益を害するおそれがあることから，不開示とした。

(ウ) 本件開示決定通知書の「2 不開示とした部分とその理由」(上記(5)ウに関して)

本件「法人文書開示決定通知書」中，「2 不開示とした部分とその理由」(2)「ハ 当機構役職員の私印印影」については，「口当機構役職員の私印印影」の誤記である。

ウ 文書の特定について

特定裁判所特定日B言渡の判決書そのものの写し(上記(5)エに関して)について，譲受人から当該文書の提出は受けておらず，開示請求の対象となる文書は上記(4)アであり，その他の文書の保有は認められない。

(7) 結論

以上のことから，諮問庁は，原処分を維持することが妥当であると考ええる。

2 補充理由説明書

(1) 不開示情報該当性について

ア 譲受人A担当者等の氏名

文書1に記載された譲受人A担当者等の氏名は，個人を識別できる情報であり，特定法人Aのウェブサイトで公開されていない役員等の氏名や登記事項証明書(商業・法人登記)に記載のない者の氏名については，「公にされ，又は公にすることが予定されている情報」に該当しないことから，不開示とした。

イ 機構役職員の氏名及び私印印影

文書1の押印欄の機構役職員の私印印影については，法5条2号イに該当するとして不開示としたが，不開示事由を同条1号に修正する。

機構役職員の私印印影は，法5条1号本文前段の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当する。また，「公にされ，又は公にすることが予定されている情報」とはいえず，公にすることにより，各種書類の偽造等に悪用される蓋然性があり，個人の権利その他正当な利益を害するおそれがある。さらに，私印印影は，その職務に関する情報ともいえないことから，同号ただし書イからハのいずれにも該当しない部分として，引き続き不開示とすることが妥当と考えている。

(2) 文書の特定について

機構は，特定地区において譲受人が行う建築物の建設の履行状況を文書2及び3により報告を受け，その文書において判決概要について確認

しているが、譲受人から特定裁判所特定日 B 言渡の判決書そのものの写しの提出は受けていない。

なお、原処分にあたっては、保管場所や管理方法で限定をかけることがないよう、探索を行い、保有が確認された文書は全て特定している。さらに、諮問に際しては、審査請求書の記載を踏まえ改めて探索を行ったが、新たに文書の存在が確認されることはなかった。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-------------------|-----------------|
| ① | 平成 30 年 10 月 19 日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年 11 月 5 日 | 審議 |
| ④ | 同年 12 月 17 日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ | 平成 31 年 1 月 18 日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑥ | 同年 2 月 12 日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑦ | 同年 3 月 12 日 | 審議 |

第 5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙の 1 に掲げる本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、別紙の 2 に掲げる本件対象文書を特定し、その一部を法 5 条 1 号及び 2 号イに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、不開示部分のうち、文書 1 の相手方欄の氏名及び押印欄の印影（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めるとともに、機構が特定法人 A から特定裁判所特定日 B 言渡の判決書そのものの写しを受けていない事情の説明を求める旨主張していることから、原処分の文書特定についても争うものと解される。

これに対し、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、本件対象文書の特定について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 本件請求文書は、特定地区について平成 28 年 8 月以降に取得、作成された文書一式である。

イ 機構は、特定地区の土地を本事業により取得・整備して譲受人に譲渡し、本事業の目的を達成するため、譲受人に対して建築物を建設する義務を課しているが、未だ建設は完了しておらず、建設義務が継続しているところ、特定地方公共団体建築審査会により建築確認取消しの裁決がされた。そのため、譲受人が同裁決の取消訴訟を提起し、現

在訴訟中であることから、機構は、譲受人から同訴訟の状況について報告を受けている。

ウ したがって、本件請求文書に該当する文書は、譲受人から上記訴訟の状況について報告を受けた文書であり、具体的には、状況報告を受けた際の協議録である文書1、同訴訟の結果についての報告文書である文書2、同訴訟の控訴についての報告文書である文書3であるから、文書1ないし文書3を対象文書として特定した。特定地区について平成28年8月以降に機構が取得、作成した文書は、文書1ないし文書3のみであり、これ以外に本件請求文書に該当する文書は保有していない。

エ 審査請求人は、機構が譲受人から文書2のほか上記訴訟に係る判決書写しの提出を受けたのではないかと疑っているものと思料されるが、機構は文書1及び文書2によって判決概要を確認していることから、譲受人から判決書そのものの写しの提出は受けていない。

オ 本件審査請求を受け、機構において、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書が存在しないか改めて探索を行ったが、該当する文書は発見されなかった。

(2) 諮問庁の上記(1)の説明に特段不自然・不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、機構において、本件対象文書の外に本件開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書を見分したところ、文書1は、機構が譲受人から7回にわたり上記訴訟の状況報告を受けた際の協議録であり、各回の協議の内容を記録した7枚の文書である。各文書は、機構の部長、課長又はTL(チームリーダー。諮問庁によると、課長の旧職名とのこと。)、担当の押印欄、案件名欄、対象画地名欄、応対日時欄、応対方法欄、相手方欄、機構応対者欄並びに発言者欄及び内容欄で構成されており、本件不開示部分は、相手方欄の氏名及び押印欄の印影であると認められる。なお、文書2及び文書3の不開示部分には、本件不開示部分は認められない。

(1) 相手方欄の氏名について

ア 当該不開示部分は、譲受人である特定法人Aの従業員の氏名であり、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

イ 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、特定法人Aの従業員の氏名の開示に当たっては、当該特定法人Aのウェブサイトや登記事項証明書(商業・法人登記)を確認して開示の可否を判断しているところ、当該不開示部分に記された職員については、

同ウェブサイトや登記事項証明書に記載のない者の氏名であったため、「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には該当しないと判断し、不開示とした旨説明する。

ウ 上記諮問庁の説明に特段不合理な点はないことから、当該不開示部分は、法5条1号ただし書イに該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

エ また、当該不開示部分は個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地はない。

オ したがって、当該不開示部分は法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 押印欄の印影について

ア 当該不開示部分については、原処分において、法5条2号イによって不開示とされているが、諮問庁は補充理由説明書において、不開示理由を同条1号に修正するとしている。

イ 押印欄の印影は、機構の部長及び課長又はＴＬ並びに担当の各印影であり、それぞれが法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

ウ 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、機構職員の氏名の取扱い及び押印欄の印影を不開示とする理由について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

機構においては、管理職の職員の氏名は、独立行政法人国立印刷局編の職員録に掲載されていることに鑑み、公表する取扱いをしているが、一般職員の氏名については公表していない。文書1の押印欄の印影のうち、担当の印影は、もともと氏名を公表していない一般職員の印影であり、部長及び課長又はＴＬの印影は、氏名を公表している管理職の印影であるが、印影自体の公表慣行はないから、いずれも不開示とすることが妥当と考える。

エ 以下、検討する。

文書1の押印欄の担当の印影については、公表慣行のない一般職員の氏名を表示するものであるから、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、個人識別部分であるから、法6条2号による部分開示の余地もない。したがって、担当の印影は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

他方、文書1の押印欄の部長及び課長又はＴＬの印影は、公表慣行のある管理職の氏名を表示するものであるところ、諮問庁は、上記

ウのとおり、印影自体の公表慣行はない旨説明する。しかしながら、文書1を見分したところ、当該印影は、文書1の供覧者である管理職の氏名を表示するにすぎず、その形状等に認証的機能があるとは認め難いので、その氏名と同様に法5条1号ただし書イに該当すると認められる。したがって、文書1の押印欄の部長及び課長又はT Lの印影（別紙の3に掲げる部分）は、同号に該当せず、開示すべきである。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とした決定については、機構において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条1号に該当することから不開示とすべきとしている部分のうち、別紙の3に掲げる部分を除く部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分は、同号に該当せず、開示すべきであると判断した。

（第5部会）

委員 南野 聡，委員 泉本小夜子，委員 山本隆司

別紙

1 本件請求文書

特定地区について，平成28年8月以降に取得，作成された文書一式（起案文書を含む。情報公開に係るものを除く。）

2 本件対象文書

文書1 特定地区の譲受人との協議録

文書2 特定地区の譲受人から提出された文書「特定地区に係る訴訟の結果について」

文書3 特定地区の譲受人から提出された文書「特定地区に係る訴訟の控訴について」

3 開示すべき部分

文書1の押印欄の部長及び課長又はT Lの印影